

## 平成28年における「人権侵害事件」の状況について（概要）

### ～法務省の人権擁護機関の取組～

法務省の人権擁護機関（以下「人権擁護機関」という。）は、人権侵害事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号、以下「処理規程」という。）に基づき、人権を侵害されたという申告等を端緒に、その被害の救済、予防に努めている。

平成28年（暦年）における取組状況は、以下のとおりである。

- 新規救済手続開始件数 19,443件（対前年比 7.4%減少）
- 処理件数 19,553件（対前年比 7.1%減少）

#### 【新規救済手続開始件数からみた特徴】

- ① インターネット上の人権侵害情報に関する事件数が、過去最高件数を記録  
1,909件（対前年比10.0%増加）
- ② 障害者に対する差別待遇に関する事件数が、過去最高件数を記録  
286件（対前年比 7.9%増加）
- ③ 学校におけるいじめに関する事件数が、前年を下回るも6年連続して3,000件を超え高水準で推移  
3,371件（対前年比13.2%減少）
- ④ 労働権に関する事件数が、前年を下回るも3年連続して2,000件を超え高水準で推移  
2,119件（対前年比14.8%減少）

## 1 人権侵害事件数（新規救済手続開始件数・処理件数）の動向

### (1) 新規救済手続開始件数（図1）

新規に救済手続を開始した人権侵害事件数は19,443件であり、対前年比で1,556件（7.4%）減少した。

（内訳）

- ◆ 公務員等の職務執行に関する人権侵害事件数が5,379件（対前年比664件（11.0%）減少）
- ◆ 私人等に関する人権侵害事件数が14,064件（対前年比892

件（6.0%）減少）

## (2) 処理件数（図2）

処理した人権侵犯事件数は19,553件であり、対前年比で1,491件（7.1%）減少した。

（内訳）

◆ 公務員等の職務執行に関する人権侵犯事件数が5,598件（対前年比469件（7.7%）減少）

◆ 私人等に関する人権侵犯事件数が13,955件（対前年比1,022件（6.8%）減少）

処理内訳別にみると、「援助」<sup>（注1）</sup>が17,846件（全処理件数の91.3%）で最も多く、次いで「要請」<sup>（注2）</sup>が651件（同3.3%）、「説示」<sup>（注3）</sup>が291件（同1.5%）、「調整」<sup>（注4）</sup>が20件（同0.1%）、「勧告」<sup>（注5）</sup>が5件（同0.03%）となっている。

このほか、「措置猶予」<sup>（注6）</sup>が9件（同0.05%）、「侵犯事実不存在」が23件（同0.1%）、「侵犯事実不明確」が762件（同3.9%）、「啓発」<sup>（注7）</sup>を行ったものが53件（同0.3%）ある<sup>（注8）</sup>。

（注1）法律上の助言を行ったり、関係行政機関や関係ある公私の団体等を紹介すること。

（注2）被害の救済又は予防について実効的な対応ができる者に対し必要な措置を執るよう求めること。

（注3）相手方の反省を促し善処を求めるため事理を説き示すこと。

（注4）当事者間の関係調整を行うこと。

（注5）相手方の人権侵犯をやめさせたり、同様の人権侵犯を繰り返させないため、文書で人権侵犯の事実を指摘して必要な勧告を行うこと。

（注6）事案の軽重や反省の程度、懲戒の有無等を考慮して措置を講じないこと。

（注7）事件の関係者や地域社会に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行うこと。

（注8）事件は1件で複数の措置を講ずる場合等があるため、処理件数と処理内訳の合計件数は必ずしも一致しない。

## (3) 特別事件

新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数のうち、特別事件（処理規程第22条に規定されている重大な人権侵犯事件）の件数は1,740件で、前年と同数であった。

## 2 人権侵犯事件の類型別新規救済手続開始件数の動向

### (1) 暴行・虐待事案（図3, 4）

暴行・虐待事案は3,616件（対前年比3.9%減少）で、全事件数の18.6%を占めている。

このうち、児童虐待事案については、586件（対前年比16.2%減少）である。

(2) 学校におけるいじめ事案（図3, 5）

学校におけるいじめ事案は3,371件（対前年比13.2%減少）で、全事件数の17.3%を占め、6年連続して3,000件を超えており、依然として憂慮すべき高水準の状況で推移している。

(3) プライバシー関係事案（図3, 6）

プライバシー関係事案は2,472件（対前年比7.6%増加）で、全事件数の12.7%を占めている。全体の件数が減少する中、本類型は増加傾向にある。

このうち、インターネットによるものの割合が73.0%（1,805件）を占めている。

(4) 住居・生活の安全関係事案（図3, 7）

住居・生活の安全関係事案は2,446件（対前年比11.2%減少）で、全事件数の12.6%を占めている。

このうち、相隣間における騒音等の相隣関係から生じる事件の割合が59.0%（1,443件）を占めている。

(5) 労働権関係事案（図3, 8）

労働権関係事案は2,119件（対前年比14.8%減少）で、全事件数の10.9%を占め、3年連続して2,000件を超えており、依然として高い水準で推移している。

このうち、パワーハラスメントに関する事案の割合が62.0%（1,314件）を占めている。

(6) 強制・強要事案（図3, 9）

強制・強要事案は2,002件（対前年比7.9%減少）で、全事件数の10.3%を占めている。

(7) 教育職員関係事案（図3, 10）

教育職員関係事案は1,356件（対前年比10.3%減少）で、全事件数の7.0%を占めている。

このうち、体罰事案については、448件（対前年比9.3%減少）である。

(8) 差別待遇事案（図3，11）

差別待遇事案は683件（対前年比7.8%減少）となった。

このうち、障害者に関するものについては、286件（対前年比7.9%増加）で、過去最高<sup>（注9）</sup>となったほか、同和問題に関するものが78件、外国人に関するものが57件、高齢者に関するものが50件、女性に関するものが42件となっている。

このほか、性同一性障害に関するものが6件、性的指向に関するものが5件ある。

（注9）平成13年から実施している現行の統計報告要領において、過去最高となる。

3 その他特徴的な新規救済手続開始件数の動向

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（図12）は1,909件（対前年比10.0%増加）で、前年に引き続き過去最高<sup>（注10）</sup>となった（詳細は別添6）。

（注10）平成13年から実施している現行の統計報告要領において、過去最高になる。

なお、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、統計報告要領で定められた区分とは異なる区分で事件を集計している。

4 添付資料

- (1) 平成28年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例（別添1）
- (2) 「人権侵犯事件」統計資料（平成28年）（別添2）
- (3) 「女性の人権ホットライン」統計資料（別添3）
- (4) 「子どもの人権110番」統計資料（別添4）
- (5) 「インターネット人権相談」統計資料（別添5）
- (6) 特集「インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について」（別添6）
- (7) 特集「いわゆるヘイトスピーチに関する人権侵犯事件について」（別添7）

図1

### 人権侵犯事件の新規開始件数の推移

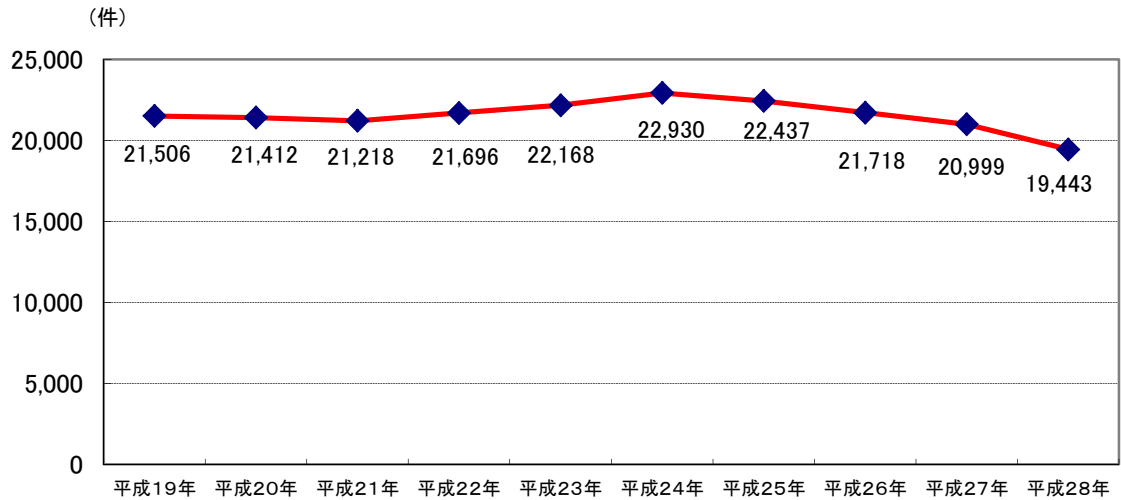


図2

### 人権侵犯事件の処理件数の推移

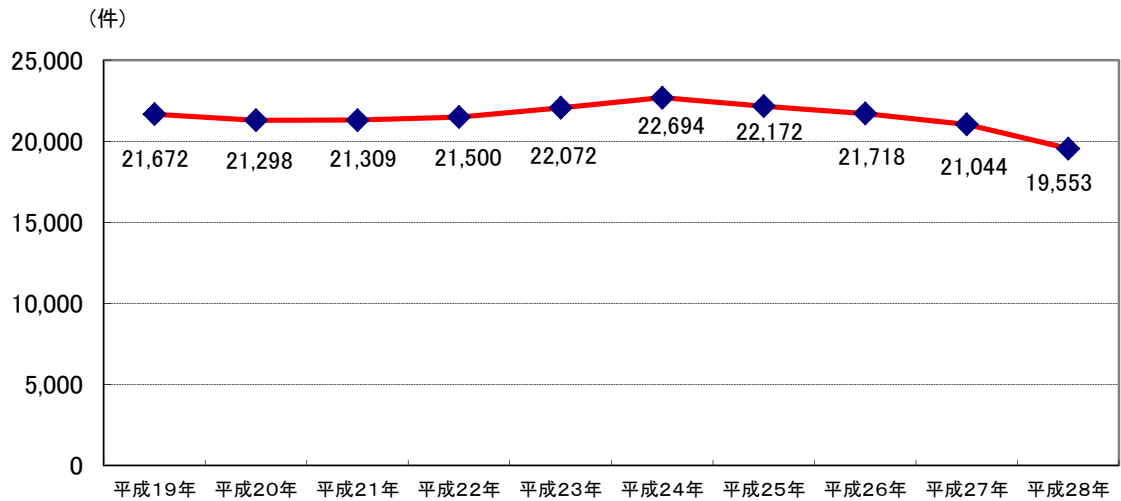


図3

### 人権侵犯事件の種類別構成比の比較

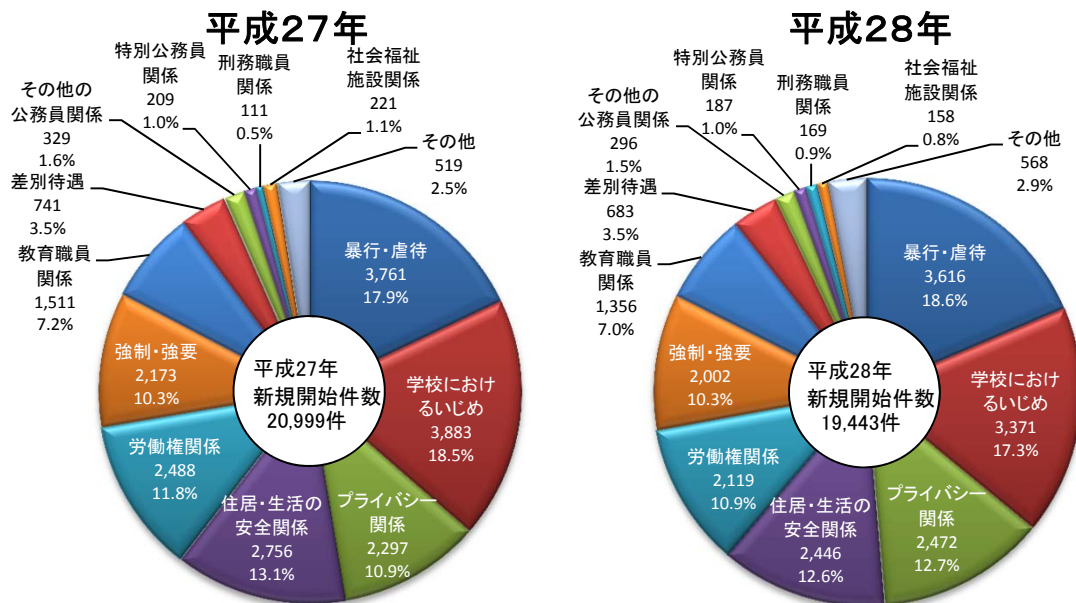


図4

### 暴行・虐待事案の推移

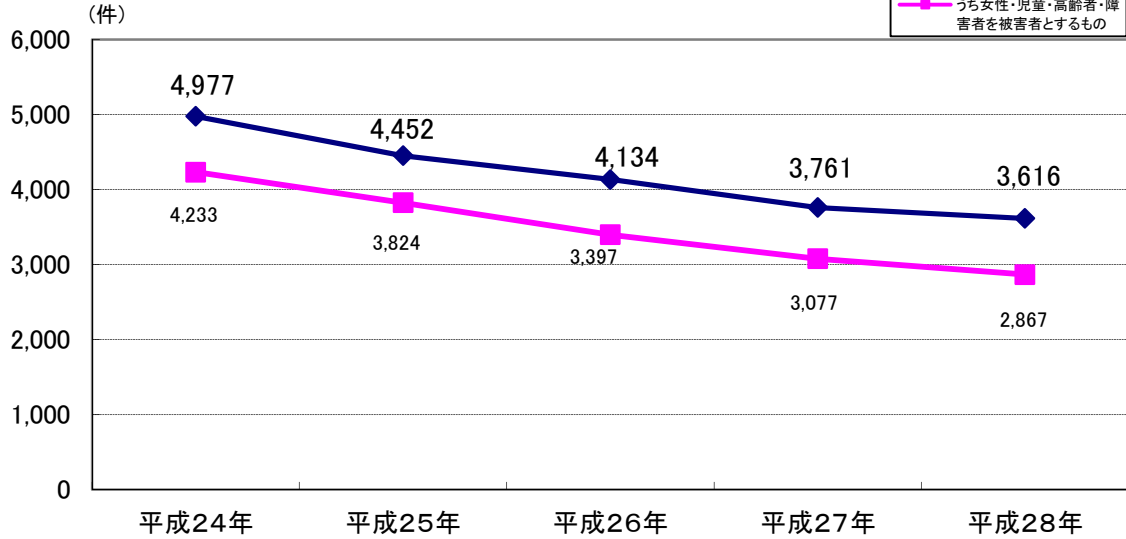


図5

### 学校におけるいじめ事案の推移

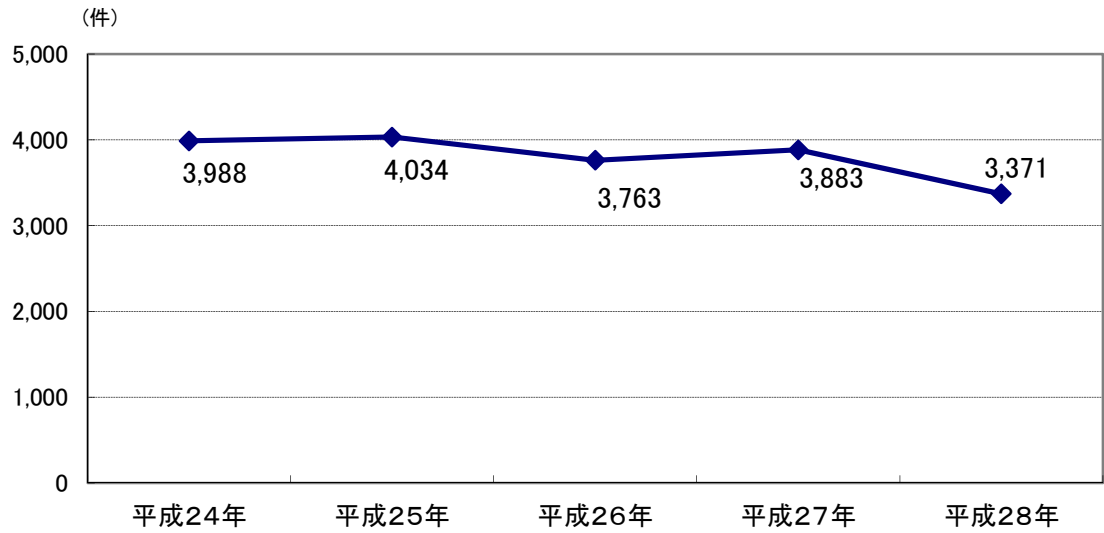


図6

### プライバシー関係事案の推移

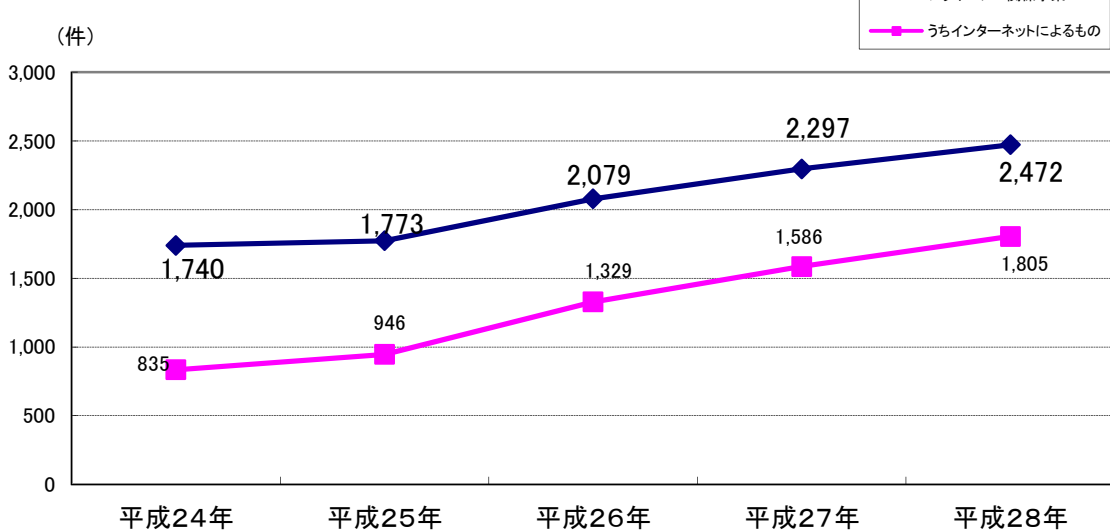


図7

### 住居・生活の安全関係事案の推移

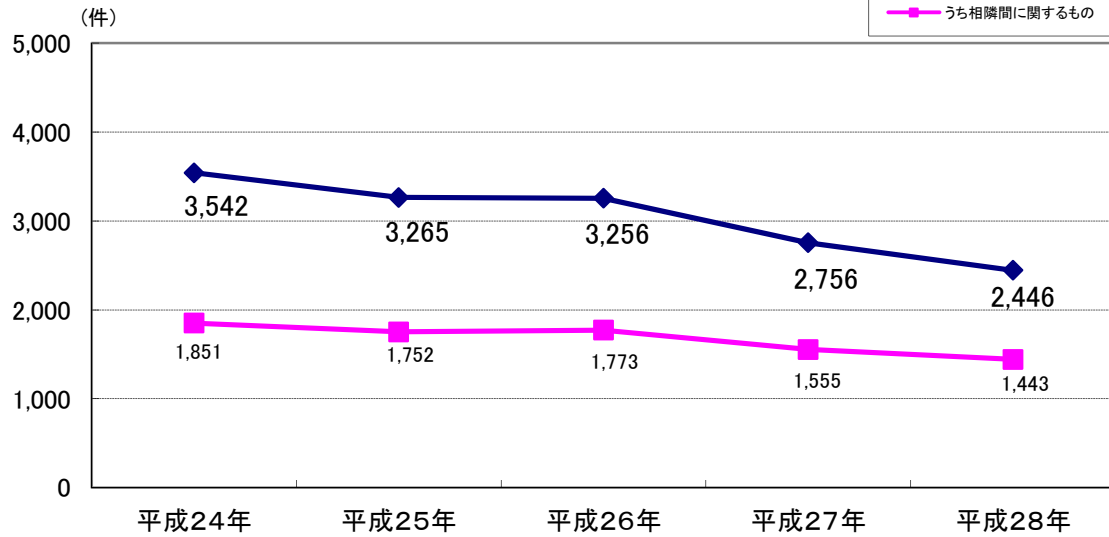


図8

### 労働権関係事案の推移

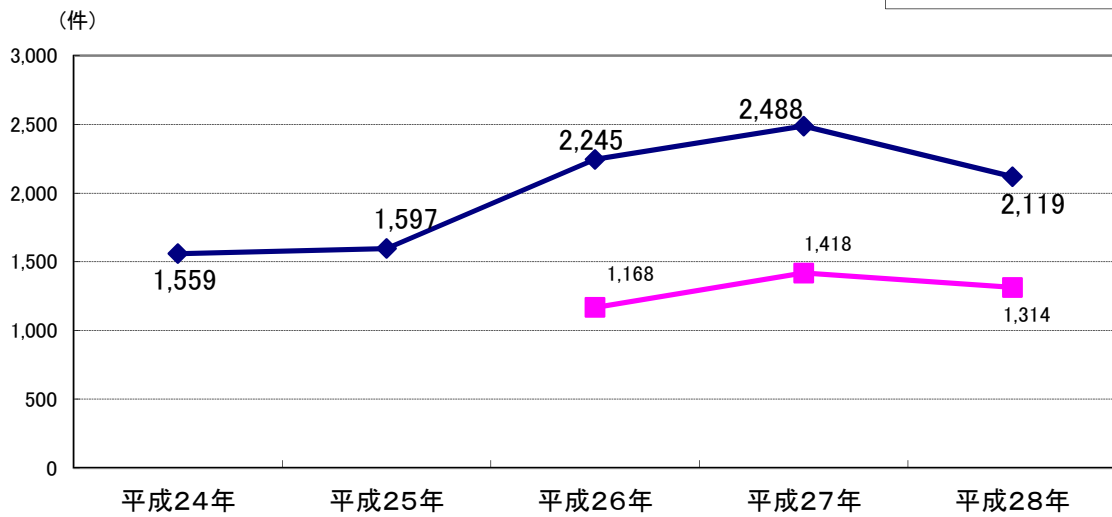


図9

### 強制・強要事案の推移

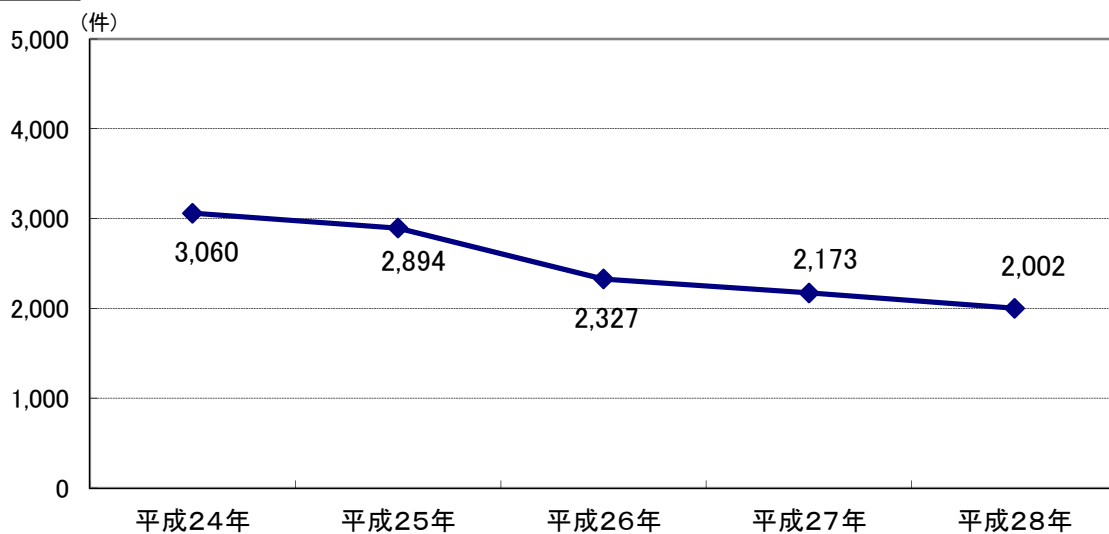


図10

### 教育職員関係事案の推移

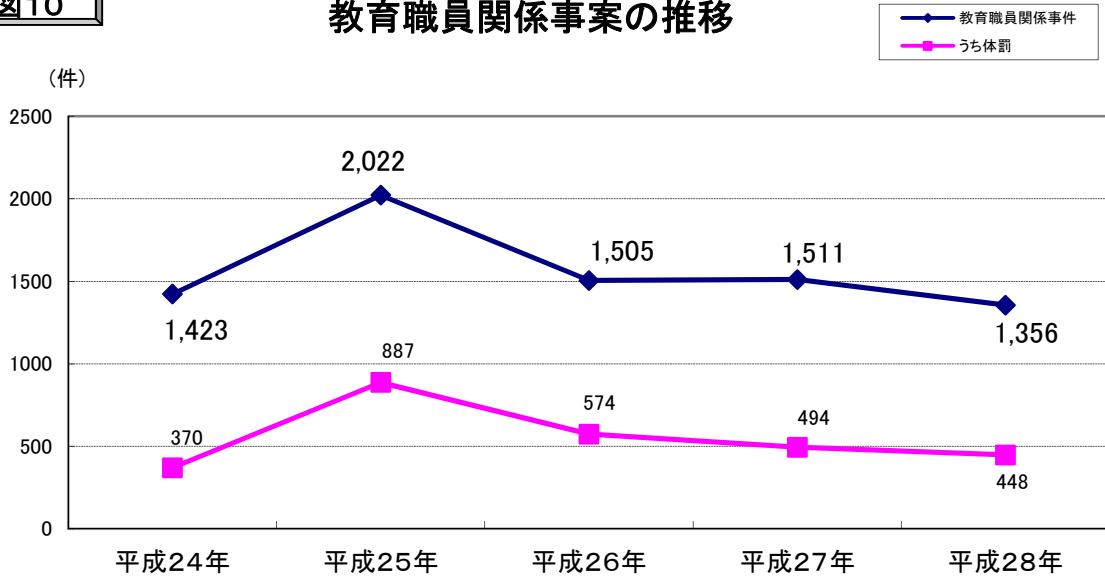


図11

### 差別待遇事案の推移

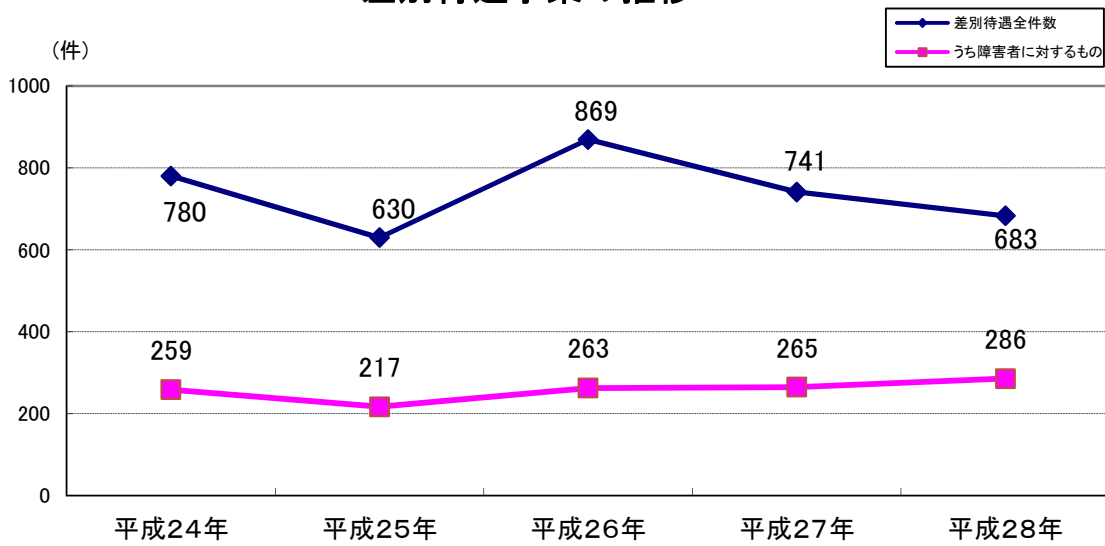
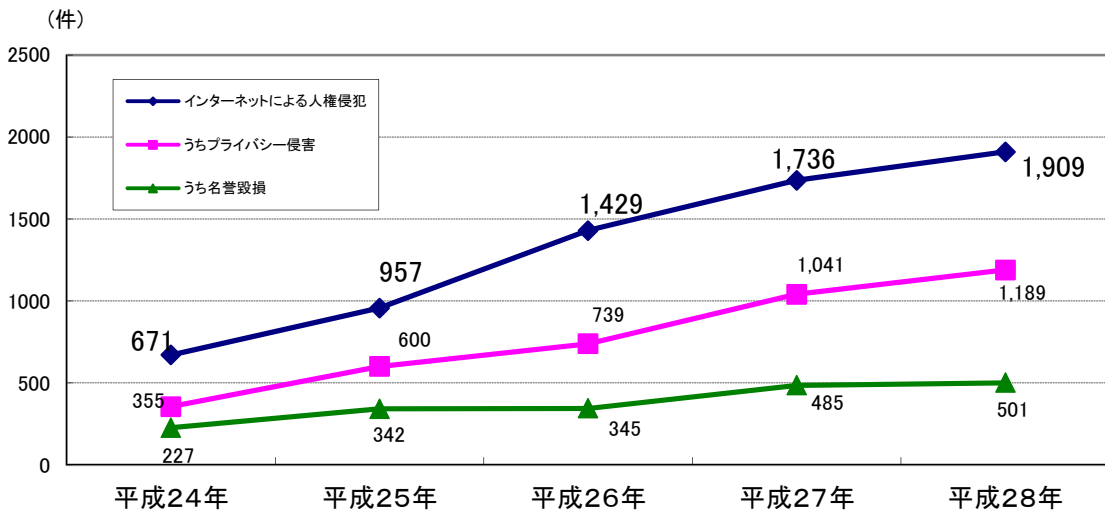


図12

### インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の推移





## 平成 28 年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例

(暴行・虐待事案)

### 事例 1 母親の子に対する虐待

中学生から、母親から暴力や暴言を受けているとして、「子どもの人権 110 番」に相談がされた事案である。

法務局が中学生から事情を詳しく聴取し、中学生が虐待を受けている疑いがあることが認められたため、即日、中学生が在籍する中学校に対し情報提供を行った上で中学生の見守りを依頼するとともに、児童相談所に対しても情報提供を行い、その日のうちに中学生に対する見守り体制が構築されるに至った。

(措置：「援助」)

### 事例 2 夫の妻や子に対するDV

夫からの暴言や暴力的行為から逃れて、子どもとともに安全な場所で生活したいとして、妻から法務局に相談がされた事案である。

相談を受けた法務局が直ちに被害者らが居住する地域の市役所に連絡した上、同日中に被害者とともに市役所の担当課に赴き、被害者らの状況を説明した結果、被害者らが市から紹介された民間のシェルターに移ることが同日中に決定し、その後速やかに保護されるに至った。(措置：「援助」)

### 事例 3 夫の妻に対するDV

高齢の父親から母親が暴言を受けているとして、その子から「インターネット人権相談受付窓口」に相談がされた事案である。

法務局が速やかに子に連絡を取り状況を確認したところ、母親が父親から日常的に暴言を受けていることが認められたことから、子の了解を得た上で、地域包括支援センターに情報提供を行った。

その後、同センターが母親らと面談して対応を協議し、父親を病院に受診させ適切な薬を処方してもらうなどした結果、母親に対する暴言はなくなり、安心して生活することができるようになったとして、相談者である子から感謝の言葉が述べられた。(措置：「援助」)

(学校におけるいじめ事案)

### 事例 4 小学校におけるいじめに対する不適切な対応

小学生が、同級生からいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないため、不登校状態になったとして、親から法務局に相談がされた事案である。

被害者側と学校側の関係が悪化していたことがわかれたことから、法務局が間に入って両者の意思疎通を図るなどした結果、信頼関係が回復し、被害者の不登校状態が解消されるに至った。また、法務局は、被害者が所属する学級を対象として、人権擁護委員による「人権教室」を実施し、「思いやりの気持ち」などについて考えてもらう機会を設けた。（措置：「調整」）

#### 事例5 中学校におけるいじめに対する不適切な対応

同級生からいじめを受けているとして、自殺をほのめかす内容の「子どもの人権SOSミニレター」が中学生から送付され、調査を開始した事案である。

緊急性があると判断した法務局は、ミニレターが送付された当日中に、中学生が通う学校に情報提供を行い状況確認を行うとともに、関係する社会福祉施設とも情報共有を行うよう依頼した。

その結果、学校及び施設において、中学生に対する見守り体制が構築されるに至った。また、中学生から感謝の言葉が記載されたミニレターが法務局に送付された。（措置：「援助」）

（プライバシー関係事案）

#### 事例6 勤務先における人格を傷つける発言

勤務先において、同僚から、同和問題を引き合いに出すなどして自身を誹謗中傷する噂を流されたとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該同僚が、職場において、被害者が同和地区出身者であるとした上で、以前の勤務先において犯罪行為をして解雇されたなどと事実無根の発言をしていたことが認められた。

そこで、法務局は、当該同僚に対し、当該発言は被害者の人格を傷つけるものであり、人権尊重の理念について理解を深め、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。（措置：「説示」）

（労働権関係事案）

#### 事例7 職場の上司による部下に対するパワーハラスメント

職場の上司から、やってもいないことをやったと決めつけられ、業務から外されるなど不利益な取扱いを受けたとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局の調査において、被害者と上司との間で事実関係についての認識に相

違する点がかがわれたため、両者の話合いの場を設けた結果、認識の相違が解消し、両者の関係が修復されるに至った。（措置：「調整」）

（教育職員関係事案）

#### 事例8 小学校の教員による不適切な指導

学校の教員から不適切な指導を受けたという内容の「子どもの人権SOSミニレター」が小学生から送付され、調査を開始した事案である。

法務局で調査した結果、当該教員が自己の指導に従わない小学生らに対し、頭を教科書でたたいたり、暴力を振るう旨ほのめかしたなどの事実が認められた。

そこで、法務局は、当該教員に対し、その反省を促すため、本件行為が児童の権利を侵害するものであることについて説示するとともに、学校長に対し、教職員に対する指導・監督を徹底するなど、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。（措置：「説示」「要請」）

（差別待遇事案）

#### 事例9 視覚障害者に対する宿泊拒否

視覚に障害のある者が、盲導犬の同伴を理由にホテルから宿泊を拒否された旨の新聞報道がされ、当該報道を端緒として調査を開始した事案である。

法務局で調査した結果、当該ホテルが宿泊申込みに対して、詳しい事情を聞くなどせず、何ら合理的理由がなく盲導犬の同伴を拒否したことが明らかになった。

そこで、法務局は、当該ホテルの経営者に対し、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。（措置：「説示」）

#### 事例10 同和地区出身者であることを理由とする差別

離婚調停中の配偶者から、同和地区出身者であるなどと差別する内容のメールを送られたとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、被害者を同和地区出身者であるとして不当に差別する内容のメールが送信された事実が認められた。

そこで、法務局は、配偶者に対し、本件行為は被害者の人格を傷つける人権侵害であり、反省を促すとともに同和問題に対する正しい理解を深めるよう説示した。（措置：「説示」）

「人権侵害事件」統計資料(平成28年)

Table with columns for Case Name, Total, Old Received, New Received (Reported, Commission, etc.), and Disposition (Assistance, Adjustment, etc.). It is divided into sections for Public Servants and Private Citizens.

## 「女性の人権ホットライン」統計資料

### ○ 設置目的

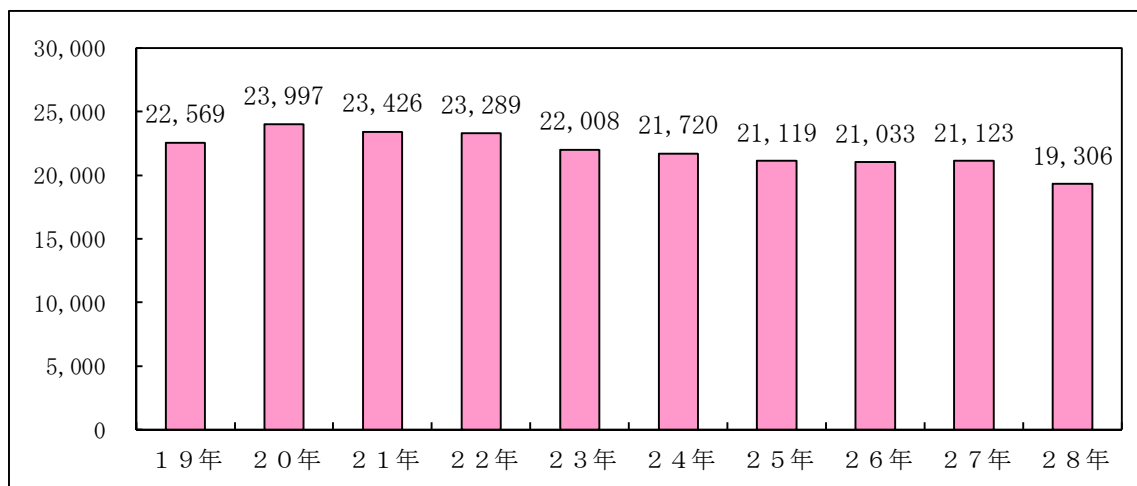
男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、性差別に起因する人権侵害の被害者の救済を推進するため、平成12年7月3日、全国50の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備した。また、相談者の利便の更なる向上のため、平成18年4月から電話番号を全国共通としている。

### ○ 各年の利用件数と主な相談内訳（平成24年～28年）

相談内訳	平成	24年	25年	26年	27年	28年
① 暴行・虐待		2,111	1,813	1,694	1,727	1,591
② 強制・強要 (セクハラ・ストーカー除く)		1,307	1,254	1,338	1,413	1,202
③ セクハラ		402	334	412	378	368
④ ストーカー		328	438	383	306	321
⑤ その他		17,572	17,280	17,206	17,299	15,824
合計(件)		21,720	21,119	21,033	21,123	19,306

注) ①から④までの件数は、女性を被害者とする相談の件数を計上している。

### ○ 利用件数の推移（平成19年～28年）



## 「子どもの人権110番」統計資料

### ○ 設置目的

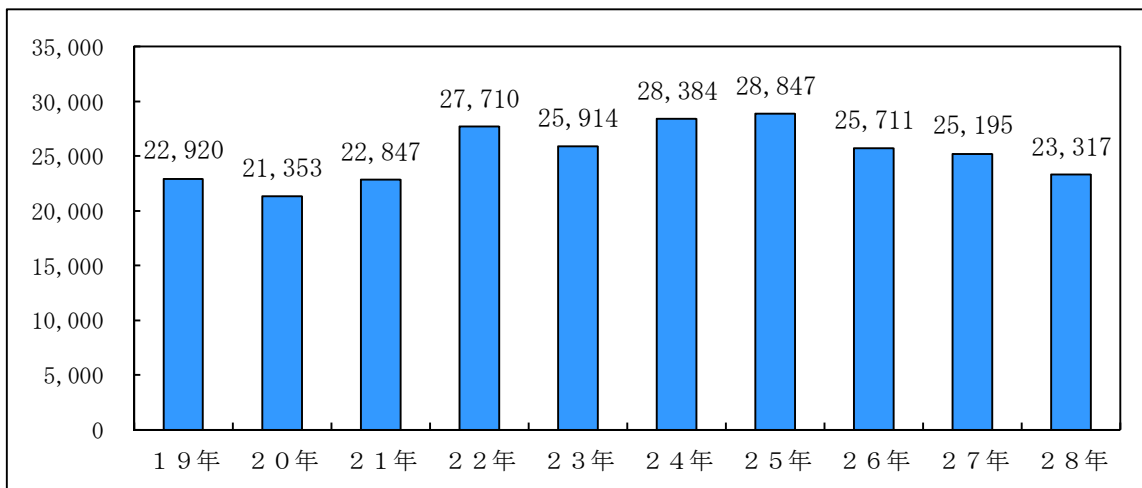
子どもをめぐる人権問題は、周囲の目につきにくいところで起こっていることが多く、被害者である子ども自身も、身近な人に話しにくいといった状況があることから、子どもが発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くため、全国50の法務局・地方法務局に、専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、いじめ、体罰、児童虐待等をはじめとした子どもの人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備した。また、相談者の利便の更なる向上のため、平成18年4月から電話番号を全国共通とし、平成19年2月からフリーダイヤル化している。

### ○ 各年の利用件数と主な相談内訳（平成24年～28年）

相談内訳	平成	24年	25年	26年	27年	28年
① 暴行・虐待		776	669	741	674	624
② いじめ		4,287	4,097	3,384	3,657	3,020
③ 体罰等		3,114	3,463	2,913	2,857	2,703
④ その他		20,207	20,618	18,673	18,007	16,970
合計（件）		28,384	28,847	25,711	25,195	23,317

注）①の件数は、18歳未満の者を被害者とする相談の件数を計上している。

### ○ 利用件数の推移（平成19年～28年）



## 「インターネット人権相談」統計資料

### ○ 設置目的

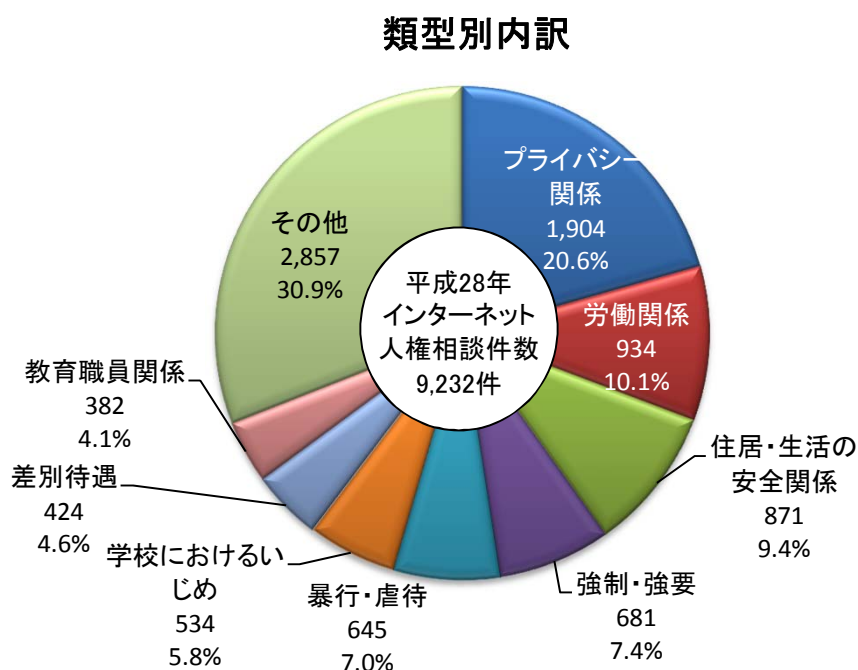
若年層を中心に広く電子メールサービス等インターネットが利用されている状況を踏まえ、相談しやすい体制の強化を目的として、平成19年2月から、インターネットを利用した人権相談受付システムを導入、運用している。

### ○ インターネット人権相談受付窓口

(<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>)

受付窓口は、子ども用（SOS-eメール）と大人用に分かれており、それぞれ、パソコン用と携帯電話用に対応している。また、平成28年3月からは英語及び中国語に対応した受付窓口を整備し、さらに、平成29年3月からはスマートフォンに対応した窓口を設置し、より利用しやすい環境の整備に努めている。

### ○ 平成28年におけるインターネット人権相談類型別内訳



### ○ インターネット人権相談の特色

インターネット人権相談は、24時間いつでもフォームに入力して送ることができ、比較的気軽に人権相談のできる手段である。

人権相談の類型別内訳を見ると、他の手段も含めた全人権相談と比較して、プライバシー関係の相談の割合が高い（平成28年では、全人権相談におけるプライバシー関係の相談の割合は4.7%）。これは、プライバシー侵害、名誉毀損といったインターネット上の人権侵害情報に関する相談について、インターネット人権相談を利用することが多いためと思われる。

そのほか、相談者の年齢構成で見ると、高齢者の割合が極めて低く、18歳未満の児童の割合が高い。

## インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について

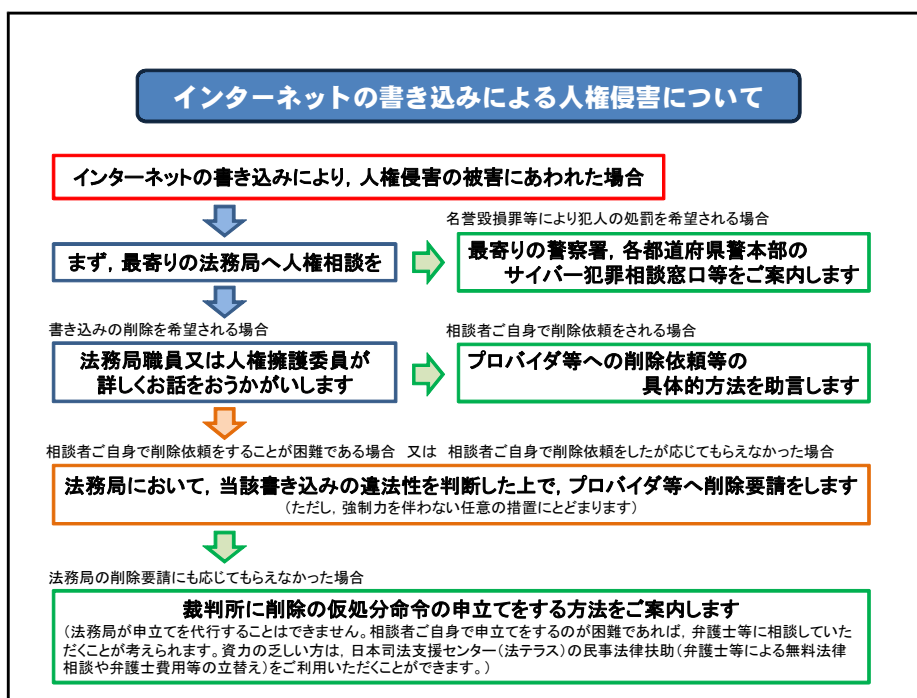
### 1 法務省の人権擁護機関の取組について

法務局・地方法務局では、人権相談等により人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査救済手続を開始し、被害の実効的救済に取り組んでいる。

インターネット上に流通する人権侵害情報は、一般に伝播性が高く、重大な被害を生じさせるおそれがあることから、特に迅速な対応に努めている。具体的には、人権擁護機関が被害者からの被害申告を受けた場合、速やかに該当するインターネット上の人権侵害情報を確認し、被害者自らが被害の回復・予防を図ることが困難な事情がないか検討した上で、そのような事情がない場合は、被害者に対し、プロバイダ等への当該侵害情報の削除依頼等の具体的な方法について助言するなどの「援助」を行っている。これは、表現の自由との関係などから、国の機関の関与なく被害を回復することが可能であればその方が望ましいとの考え方によるものである。

一方、被害者自らが被害を回復することが困難な事情が存在すれば、必要に応じて被害者や関係者から事情を聴くなどの調査を行うとともに、法令・判例に照らして違法性を判断し、名誉毀損やプライバシー侵害などとして違法性が認められる場合には、人権擁護機関から、プロバイダ等に対して当該情報の削除を要請している。

なお、人権擁護機関に被害の相談があった場合の具体的な対応については、下図のとおりである。





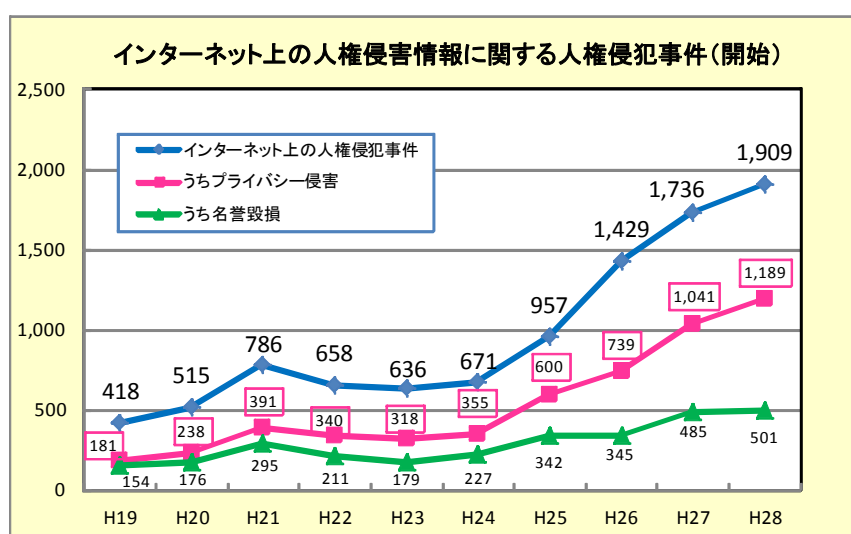
## 2 平成28年における人権侵犯事件の動向について

### (1) 新規救済手続開始件数について

平成28年中に法務局・地方法務局において新たに救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、前年の1,736件を173件上回る1,909件(10.0%増加)で、昨年に引き続き過去最高<sup>(注)</sup>の件数を記録した。

これは、10年前である平成18年の件数(282件)と比較すると6.8倍の増加である。

なお、このうち、プライバシー侵害事案が1,189件(対前年比14.2%増加)、名誉毀損事案が501件(対前年比3.3%増加)となっており、この両事案で全体の88.5%を占めている。

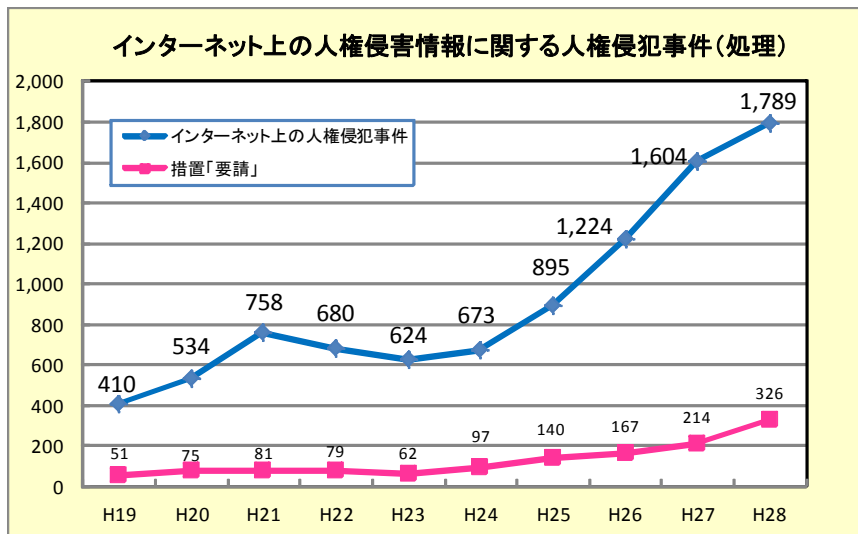


### (2) 処理件数について

平成28年中に法務局・地方法務局において処理したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、前年の1,604件を185件上回る1,789件(11.5%増加)で、昨年に引き続き過去最高<sup>(注)</sup>の件数を記録した。

当該事件の処理は、被害者に対しインターネット上の人権侵害情報を被害者自らが削除依頼する方法を教示するなどの「援助」が大半を占めるが、当機関がプロバイダ等に対し人権侵害情報の削除を求めるなどの「要請」を行った件数は、326件であった。

(注) 平成13年から実施している現行の統計報告要領において、過去最高となる。



(3) 具体的事例について

当機関が平成28年に措置を行った人権侵犯事件には以下のような事例があった。

[事例1] インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損

元交際相手の男性によって、インターネット上のアダルトサイトに氏名や住所といった情報のほか、交際中に撮影した性的な画像が投稿され、自らサイト運営会社に対し削除を依頼したが応じてもらえなかったとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該情報及び画像は被害者の名誉を毀損し、被害者のプライバシーを侵害するものと認められたため、法務局から当該サイト運営会社に対して削除要請を行ったところ、当該情報及び画像は削除されるに至った。(措置:「要請」)

[事例2] インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損

インターネット上の掲示板に、被害者を特定する題名のスレッドが立てられ、そこに被害者の氏名及び住所とともに被害者を「人殺し」などと中傷する書き込みが掲載されていたところ、被害者自身で当該掲示板の管理者に対して削除を依頼したが応じてもらえなかったとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該書き込みは被害者の名誉を毀損し、プライバシーを侵害するものと認められたため、法務局から当該掲示板の管理者に対して削除要請を行ったところ、当該書き込みは当該スレッドごと削除されるに至った。(措置:「要請」)

[事例3] インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損

インターネット上の複数のサイトに、小学生が暴行されている動画が掲

載されていたところ、対応に苦慮した学校側が、法務局に協力を求めた事案である。法務局で調査した結果、当該動画は、被害者のプライバシーを侵害するとともに、その名誉を毀損するものと認められたため、保護者の意向を確認した上、法務局から当該サイトの管理者に対して削除要請を行ったところ、当該動画は削除されるに至った。（措置：「要請」）

### 3 さいごに

法務局・地方法務局では、上記のようにインターネット上の人権侵害情報に関する相談や被害申告等に対応するため、法務局での面談による相談窓口のほか、電話（みんなの人権110番：0570-003-110）、インターネット（<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>）でも相談に応じている。

また、インターネットによる被害を未然に防ぐため、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権（改訂版）」等の人権啓発資料を法務省ホームページ上で提供している（<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>）。平成28年度は新たに啓発ビデオ「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」を作成した。また、スマートフォンや携帯電話の普及ともあいまってインターネットの匿名性、情報発信の容易さを悪用した人権問題が特に青少年を中心に発生していることを受け、携帯電話会社等と連携して、児童・生徒等を対象とする人権教室を実施しているほか、講演会、シンポジウムの開催等、各種啓発活動を実施している。



(別添7)

## いわゆるヘイトスピーチに関する人権侵犯事件について

### 1 法務省の人権擁護機関の取組について

- (1) 法務省の人権擁護機関では、いわゆるヘイトスピーチとされる言動についても、法務局・地方法務局において実施する人権相談等により人権侵害の疑いのある事案を認知した場合に人権侵犯事件として救済手続を開始し、事案に応じた適切な措置を講ずることとしてきたところであるが、平成28年10月、法務省人権擁護局内に「ヘイトスピーチ被害相談対応チーム」を設置し、相談当初から同チームが関与して、法務本省主導によりヘイトスピーチによる被害相談に対応している。

これまで、法務省の人権擁護機関では、特定の在日韓国・朝鮮人に対し脅迫する言動や本邦から排除しようとする氣勢を示す言動を行うなどした事案について、人権侵犯事件として救済手続を開始し、被害者の人格権を侵害するものと認めて、相手方に対し、反省するとともに、同様の行為を行うことのないよう勧告したほか、このような言動を撮影した動画を動画共有サイトに掲載した行為や特定の在日韓国・朝鮮人を誹謗・中傷する書き込みをインターネット上のサイトに投稿した行為について、被害者の人格権を侵害するものと認めて、サイト管理者等に対してその削除を要請するなどの措置を講じた。

- (2) その他、不特定多数の者を対象とする誹謗・中傷等、対象が特定されていない差別的言動については、啓発活動の対象として、その解消に努めている。

これまでも、法務省の人権擁護機関は、こうした差別的言動は人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、あってはならないとして、「ヘイトスピーチ、許さない。」というメッセージをポスター等に示すなどの啓発活動を実施してきた。

### 2 ヘイトスピーチに対する取組の背景について

近年、我が国において、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動が行われ、いわゆるヘイトスピーチとして社会問題化してきたところ、平成28年6月、国に相談体制の整備や啓発活動の実施を求める「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行された。

法務省の人権擁護機関は、同法の趣旨を踏まえたヘイトスピーチの解消に向けた取組、例えば、同法施行を国民一般に向けて周知広報しつつ、ヘイトスピーチが許されないことを示す啓発活動や前記「ヘイトスピーチ被害相談対応チーム」の設置などの取組を実施している。

